

日行連発第168号
令和元年5月16日

各单位会長様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの
適用除外に伴う関係団体への要請について（お知らせ）

今般、本年4月26日公布の行政書士法施行規則の一部を改正する省令により、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの継続検査について3団体が行政書士法の適用除外とされたことに伴い、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）宛てに別添のとおり要請いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、各单位会におかれましても、別添文書の趣旨をご理解のうえ、関係団体との円満な関係の維持発展に向けた対応をお願い申し上げます。

なお、一般社団法人全国軽自動車協会連合会については、既に自販連・日整連と確認書を締結しているように、行政書士法遵守に係る確認書の締結へ向けて調整を進めているところです。

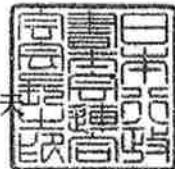
【別添】行政書士法の遵守徹底及び円満な関係の維持について
(令和元年5月13日・日行連発第146・147号)

以上

日行連発第146号
令和元年5月13日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会
会長 小関 真一様

日本行政書士会連合会
会長 遠田和夫



行政書士法の遵守徹底及び円満な関係の維持について

平素は、行政書士制度に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月26日公布の行政書士法施行規則の一部を改正する省令により、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車 OSS）における継続検査の申請の手續について、貴会を含めた3団体が行政書士法の適用除外とされました。

行政書士法の遵守徹底と円満な関係の維持については、平成29年5月23日付日行連発第184号にて貴会に要請しているところですが、自動車登録申請業務及び軽自動車検査申請業務は、行政書士法施行規則20条の規定により適用除外とされるところを除き、これまでどおり行政書士の独占業務であることから、これを逸脱すること等がないよう、あらためて行政書士法の遵守徹底について必要な指導をされるよう要請いたします。

また、引き続き昭和52年、同59年に貴会との間で締結した合意確認書に基づき、共存共栄と相互尊重の精神に基づく円満な関係の維持発展を、各都道府県行政書士会と各支部において促進されるよう重ねて要請いたします。

つきましては、各支部及び傘下会員に対して、上記について再度ご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

【別添】行政書士法の遵守徹底及び円満な関係の維持について
(平成29年5月23日・日行連発第184号)

以上

日行連発第184号
平成29年5月23日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会
会長 久恒兼孝様

日本行政書士会連合会
会長 遠田和夫



行政書士法の遵守徹底及び円満な関係の維持について

平素は、行政書士制度に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月3日より、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の対象地域や対象手続が拡大されましたが、OSSにおける適用除外を除き自動車登録申請業務は行政書士の独占業務であること、また、政府の「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに係る対処方針のフォローアップ」（平成28年6月30日）で「権利義務や事実証明」に関する書類の作成は行政書士の独占業務となっており、行政書士法が遵守され、これらの書類の作成が行われないことが担保される必要がある。」と示されたことを受け、この機会に、あらためて、同フォローアップで示された趣旨をご理解いただき、行政書士法が遵守徹底されるよう必要な指導を要請するものです。

また、昭和52・59年に貴会との間で締結した合意確認書についても、締結当時から月日が経過していることから、その内容を再度確認いただき、趣旨である共存共栄と相互尊重の精神に基づく円満な関係の維持発展を、各都道府県行政書士会と各支部において促進されるよう要請いたします。

つきましては、各支部及び傘下会員に対して、添付の文書とともにご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

<添付資料>

- ①合意確認書（昭和52年10月6日、昭和59年9月26日）
- ②IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに係る対処方針のフォローアップ（平成28年6月30日）